



- テレビを見ていたら、自転車通勤の特集が組まれていました。自転車通勤は、災害による交通機関のマヒの影響も少ないですし、健康やエコにも良いと言われているので、ブームになりつつあるようです。
- しかし、自転車も自動車やオートバイ同様に事故のリスクはつきまとうものですが、免許が不要なためか、安全対策については問題としてクローズアップされにくいようです。一度、自転車通勤について、考えてみてはいかがでしょうか？

## 2011年度法定初任給の水準

### 94.8%の企業は、初任給を据え置きにし、前年度と同額にしました

- 2006年度以降は、企業業績の回復や団塊世代の大量退職などを背景とした企業の採用意欲の高まりを反映し、初任給を増加させる傾向に向かっていました。しかし、世界的不況に陥った2009年度は90%以上の企業が初任給を据え置きとしました。さらに、据え置きの傾向は強まり、2010・2011年度は95%前後の企業が初任給を据え置いています。



隣の会社の給料は、絶対額でみてしまいがちですが、「内訳」が重要です。同じ金額だとしても、「基本給だけの金額」なのか、「基本給と各種手当を含めた金額」なのかを見落とさないですね。

### 学歴別の初任給の水準

- 学歴別で初任給を見た場合、高校卒16万1434円、短大卒17万2731円、大学卒20万3641円、大学院卒修士22万513円でした。
- 初任給が据え置き傾向の中でも、3,000円以上初任給を引き上げた企業も存在しています。初任給引上げの理由を聞くと、「賃金制度を見直した」ことによる理由のほか、「優秀な人材を獲得するための採用戦略として、魅力ある初任給水準を意識した」という企業もみられました。



「初任給は高めに、昇給は少な目に」など、初任給と入社後の昇給を分けて考えると、魅力ある求人ができる可能性は高くなります。同時に、投資期間中の新人に、辞められないよう入社後のフォローは並行して手厚くする必要があります。採用だけでなく、離職対策も意識してトータルで採用コストを計算していきたいですね！

## 自転車通勤が流行です！ 制度の整備は追いついていますか？

### 自転車通勤も、マイカー通勤同様の対策は必要です

- 大震災や台風による交通機関のマヒの影響で、自転車通勤が増えているそうです。
- しかし、自転車もマイカー同様に車両です。マイカー通勤と同様にルールを整備が必要です。たとえば、
  1. 自転車通勤規定の整備
  2. 保険の加入の義務付け（特に通勤中に人をケガさせたときの賠償保険です）
  3. 自転車通勤の許可申請の義務付け などが必要になります。
- 他にも、「**自転車通勤を始めたが、定期代の支給は従来通り**」というケースが無いか棚卸しや、会社の駐輪場の整備なども併せて必要になります。



- 自転車通勤途上の事故は、従業員の休業による会社の損害ではありません。自転車と歩行者との事故の場合は、歩行者への損害賠償が数千万円に及ぶこともあります。会社としても、先手を打って自転車通勤中に発生した事故の対策や、自転車通勤の環境整備や、自転車通勤に関する社員教育を充実させたいですね。
- 過去に、自転車通勤を整備したこともありますので、ご興味あれば、お声掛けくださいね！



## ～こんなときはどうする？～

日々の業務でありそうな、労働問題をクイズ形式にまとめてみました。

**今回は残業代について考えてみます。知らないと損するポイントをまとめてみました！**

(1) 時給1,000円である。(2) 就業規則には、「所定休日は土曜・法定休日は日曜」と書かれている。(3) 就業規則には、勤務時間は午前9時～午後6時と書かれている。

	月	火	水	木	金	土(休日)	日(休日)
始業時刻	9:00	5:00	14:00	9:00	11:00	9:00	9:00
終業時刻	18:00	15:00	23:00	17:00	14:00	18:00	19:00
勤務時間 (休憩時間)	8時間 休憩1時間	9時間 休憩1時間	9時間 休憩1時間	7時間 休憩1時間	2時間 休憩1時間	8時間 休憩1時間	9時間 休憩1時間

### 1. 火曜日と水曜日に払う割増賃金(1時間分)の額は同じである (Yes/No)



答えはNoです。22時から23時は深夜時間帯になりますので、1時間の深夜手当の分だけ水曜日の方が割増賃金の額は高くなります。「うっかり深夜時間帯！」ということにならない**早出残業の方がお得**ですよ。

### 2. 金曜日は昼休みを1時間与えなくてもいい (Yes/No)



答えはYesです。「労働時間が6時間を超える場合に45分。8時間を超える場合に1時間の休憩が必要」です。金曜日は**労働時間が2時間なので休憩は不要**です。なお、木曜日も45分の休憩でOKです。

### 3. 土曜日の賃金の額は、(10,000円/10,800円)である



答えは10,000円です。休日なので、時給1,000円×8時間×1.35(休日割増)=10,800円と思いがちですが、休日割増は週1回の法定休日に出勤した場合に発生するので、**法定休日ではない土曜は、普通の時間外勤務**です。ですので、時給1,000円×8時間×1.25(時間外割増)=10,000円になります。規則で法定休日を定めていない、もしくは、土曜日でも「休日だから・・・」と休日割増扱いにして、余計な支払いをしていませんか？

### 4. うちの会社もこんな感じだが、特に何かアクションを取る必要はないと思う (Yes/No)



答えはNoです。労働基準法では残業は禁止になっています。仮に、残業をさせる場合は、従業員の代表者と三六協定という協定を結び、これを労基署に提出する必要があります。労基署は三六協定の有効期限を1年以内と指導しているので、**年に1回は三六協定を更新し、労基署に提出しているはず**です。ですので、「何もしていない」という状態は、**必ずしも正しい状態とは言えません**。

- 弊社も「気付き日報」をつけています。おお！と思った気付きを紹介します。貴社でもいかがですか？
  - ✓ 「持ち帰り寿司店で昼食の寿司を購入しました。事務所なので、しょうゆ皿が無く、フタを裏返して、しょうゆ皿代わりにしますが、しょうゆが広がって不便。→上ふたに、しょうゆが集まる、くぼみを付けると、お客様に喜ばれるのではないかと思いました。」
  - ✓ 「昼食に行ったパスタ屋での出来事。お店の電話の脇に「初めて電話をかけてくれたお客様が不安にならないよう、(笑顔ならぬ)笑声でお話しましょう！」とありました。こういった気配りが貼られているのが好感ですね。」



気付き日報

ヒューマンイノベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>